

平成29年5月25日

山口県教育委員会会議案

山口県教育委員会

5月定例教育委員会会議 付議案件

議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
2	学校運営協議会の設置等に関する規則の改正について	高校教育課
3	山口県社会教育委員の委嘱について	社会教育・文化財課

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、平成29年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成29年(2017年)5月25日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
山口県立 南陽工業高等学校	教諭	山根 和親	35年	平成29年4月23日 死亡退職
山口県立 田布施総合支援学校	教諭	井上 美香	25年	平成29年5月13日 死亡退職

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成29年（2017年）5月25日

山口県教育委員会

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十七年山口県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の六第一項本文」に、「が同項の規定により指定する」を「の所管に属する」に改め、「置く」の下に「ものとする」を加え、次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第一条に次の二項を加える。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校（法第四十七条の六第二項第一号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）にその旨を通知する。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見

を聴くものとする。

第二条を削る。

第三条中「第四十七条の五第二項」を「第四十七条の六第二項」に、「指定を受けた学校」を「対象学校」に改め、同条を第二条とする。

第四条第三項を削り、同条を第三条とする。

第五条第二項中「指定を受けた学校」を「対象学校」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「当該協議会に係る学校」を「対象学校」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条（見出しを含む。）中「第四十七条の五第三項」を「第四十七条の六第四項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第四十七条の五第四項又は第五項」を「第四十七条の六第六項又は第七項」に、「当該協議会に係る学校」を「対象学校」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項)

第十一条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

第十三条の見出しを「(適正な運営の確保に必要な措置に係る通知)」に改め、同条中「第四十七条の五第七項」を「第四十七条の六第九項」に、「指定を取り消した」を「協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとする」に、「速やかに」を「あらかじめ」に、「当該指定の取消しを受けた」を「当該協議会に係る」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の第一条の規定により置かれている学校運営協議会は、改正後の第一条第一項本文の規定により置かれたものとみなす。

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六第一項本文の規定に基づき、山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校ごとに、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校（法第四十七条の六第二項第一号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）にその旨を通知する。</p> <p>3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五第一項の規定に基づき、山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が同項の規定により指定する学校ごとに、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(指定)</p> <p>第二条 法第四十七条の五第一項の規定による指定（以下この条から第五条までにおいて「指定」という。）は、保護者、地域住民その他の関係者の学校運営への参画を促進し、及びこれらの者の間の連携の強化を図ることにより、学校運営の改善並びに生徒、</p>

(組織)

第二条 (略)

2 法第四十七条の六第二項の任命は、対象学校の校長が推薦した者のうちから行うものとする。

(任期)

第三条 (略)

2 (略)

児童及び幼児の健全な育成を行うことができると認められる学校について行うものとする。

2 指定を受けようとする学校の校長は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 指定の期間は、三年とする。

(組織)

第三条 (略)

2 法第四十七条の五第二項の任命は、指定を受けた学校の校長が推薦した者のうちから行うものとする。

(任期)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、委員は、その所属する協議会に係る学校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、解任されるものとする。

(解任)

第四条 (略)

2 対象学校の校長は、委員について前項に該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第五条 (略)

2 (略)

3 (略)

(会議)

第六条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が対象学

校の校長と協議の上、招集する。

2 5 (略)

(解任)

第五条 (略)

2 指定を受けた学校の校長は、委員について前項に該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第六条 (略)

2 (略)

3 (略)

(会議)

第七条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が当該協

議会に係る学校の校長と協議の上、招集する。

2 5 (略)

(秘密保持義務)

第七条 (略)

(会議の公開)

第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

(法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項)

第九条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

(意見の聴取)

第十条 協議会は、法第四十七条の六第六項又は第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(秘密保持義務)

第八条 (略)

(会議の公開)

第九条 (略)

2 (略)

3 (略)

(法第四十七条の五第三項の教育委員会規則で定める事項)

第十条 法第四十七条の五第三項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

(意見の聴取)

第十一条 協議会は、法第四十七条の五第四項又は第五項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該協議会に係る学校の校長の意見を聴くものとする。

(法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項)

第十一条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

(略)

(適正な運営の確保に必要な措置に係る通知)

第十三条 教育委員会は、法第四十七条の六第九項の規定により協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を書面により当該協議会に係る学校に通知しなければならない。

(以下略)

(新設)

(略)

(指定の取消しの通知)

第十三条 教育委員会は、法第四十七条の五第七項の規定により指定を取り消したときは、速やかに、理由を付してその旨を書面により当該指定の取消しを受けた学校に通知しなければならない。

(以下略)

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことから、学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 学校運営協議会（以下、協議会という。）の設置が努力義務化されたことに伴い、協議会を置く学校の指定を前提とした規定の削除や文言の修正を行うとともに、協議会の設置に当たって、当該協議会が学校運営等について協議する対象となる学校（以下、対象学校という。）を明示するための手続きを規定
- (2) 指定申請書の廃止に伴い、協議会の設置に当たって、教育委員会が対象学校の校長の意見を聴く機会を設ける旨を規定
- (3) 二以上の学校について一の協議会を置くことができることとされたことに伴い、一定の条件の下で、二以上の学校について一の協議会を置くことができる旨を規定
- (4) 協議会が職員の採用その他の任用に関して意見を述べることのできる事項について教育委員会規則で定めることとされたことに伴い、当該事項について規定
- (5) 協議会の活動により学校運営に支障が生じた場合等の対応として、教育委員会が必要な措置を講ずる際の手続きを規定

3 施行期日

公布の日

山口県社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項並びに山口県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和24年山口県条例第56号）第1条の規定により、次の者を山口県社会教育委員に委嘱する。

平成29年（2017年）5月25日

山口県教育委員会

区 分	氏 名	役 職 名	委嘱年月日	任 期
社会教育 の関係者	あきもと おさむ 秋 本 修	山口県公民館連合会 会長	平成29年 5月25日	平成30年 7月31日まで
学識経験 のある者	え ざき かつ ひこ 江 崎 克 彦	みなと山口合同新聞社 山口支社 支社長	平成29年 5月25日	平成30年 7月31日まで

山口県社会教育委員名簿

(任期 平成28年8月1日～平成30年7月31日)

○学校教育の関係者

平成29年5月25日現在

氏名	役職名	備考
うちだ しげみ 内田 重美	萩市立椿東小学校長	
いとう ゆきこ 伊藤 幸子	光市立浅江中学校長	
くによし てつろう 國吉 哲郎	山口県立小野田高等学校長	
かわむら しげみ 河村 茂実	学校法人河野学園下関短大附属高等学校長	
まくもと てるこ 作本 照子	学校法人西宝寺学園理事認定こども園 伊佐中央幼稚園長	

○社会教育の関係者

ふじいえ ゆきこ 藤家 幸子	山口県連合婦人会会長	
いたや たかし 板谷 正	山口県公立高等学校PTA連合会会長	
たから かずる 俵 薫	山口県子ども会連合会副会長	
ほその みゆき 細野 美幸	山口県PTA連合会副会長	
にしかわ みよ子 西川 三代子	山口県老人クラブ連合会会長	
あきもと おむ 秋本 修	山口県公民館連合会会長	新任
なかむら たつお 中村 龍夫	山口県体育協会常務理事	
やまぐち ともこ 山口 智子	こどもと本ジョイントネット21・山口 運営委員	

○家庭教育の向上に資する活動を行う者

むらた くみこ 村田 久美子	山口県保育協会保育士部会副会長	
やすみつ まゆみ 安光 真裕美	山口県地域活動連絡協議会副会長	副議長

○学識経験のある者

とよしま たかこ 豊島 貴子	株式会社中国警備保障代表取締役社長	
たなか りえ 田中 理絵	山口大学教育学部准教授	
えはら けんじ 江原 健二	学校法人加計学園広報室参与(山口支局長)	議長
えぎま かつひこ 江崎 克彦	株式会社みなと山口合同新聞社山口支社支社長	新任
しょうじ かずや 庄司 一也	徳山大学福祉情報学部特任講師	公募

5月定例教育委員会会議 付議案件

報告事項

番号	件名	主管課
1	平成30年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項の発表について	教職員課
2	平成29年3月新規高等学校等卒業者の就職状況等について	高校教育課

平成30年度(2018年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験 の実施について

1 選考区分、志願区分(校種等)、教科(科目等)及び採用見込者数

(1) 選考区分及び志願区分(校種等)

ア 一般選考

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校小学部・中学部・高等部、養護教諭、栄養教諭の区分で実施する。

イ 身体障害者を対象とした選考

一般選考において実施する全ての志願区分(校種等)において実施する。

ウ 教職大学院修了見込者特別選考

一般選考において実施する全ての志願区分(校種等)において実施する。

エ 社会人特別選考

一般選考の小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)において実施する。

オ スポーツ・芸術特別選考

中学校の保健体育、音楽及び美術並びに高等学校の保健体育、芸術(音楽)において実施する。

カ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

小学校において実施する。

キ 博士号取得者特別選考

高等学校の理科(物理、化学、生物)において実施する。

※ 試験は、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できる。

ただし、一般選考における中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部を志願する者は、小学校を第二志願とすることができる。

また、以下に示す特定の教科(科目等)の組合せについては、相互に第二志願として併願することができる。

- ①一般選考における中学校音楽と特別支援学校中学部音楽
- ②一般選考における中学校美術と特別支援学校中学部美術
- ③一般選考における高等学校芸術(音楽)と特別支援学校高等部芸術(音楽)
- ④スポーツ・芸術特別選考における中学校保健体育と高等学校保健体育
- ⑤スポーツ・芸術特別選考における中学校音楽と高等学校芸術(音楽)

(2) 教科(科目等)及び採用見込者数

全体416人程度 [昨年度419人程度(看護科・理療科教諭特別選考を含む)]

採用見込者数の算定に当たっては、退職者数、児童生徒数の推移等を考慮した。

ア 一般選考

小 学 校	210人程度	[昨年度207人程度]
	95人程度	[昨年度100人程度]
中 学 校	○ 国語	16人程度
	○ 社会	14人程度
	○ 数学	12人程度
	○ 理科	12人程度
	○ 音楽	6人程度
	○ 美術	3人程度
	○ 保健体育	16人程度
	○ 技術	2人程度
	○ 家庭	3人程度
	○ 外国語(英語)	11人程度

	6 2 人程度	[昨年度 6 5 人程度]	
高等学校	○ 国語	8 人程度	
	○ 地理歴史 世界史	3 人程度	
	日本史	4 人程度	
	地理	3 人程度	
	○ 公民 政治・経済	1 人程度	
	○ 数学	5 人程度	
	○ 理科 物理	2 人程度	
	化学	5 人程度	
	生物	3 人程度	
	○ 保健体育	2 人程度	
	○ 芸術 音楽	1 人程度	
	○ 外国語(英語)	9 人程度	
	○ 家庭	1 人程度	
	○ 情報	1 人程度	
	○ 農業 農業畜産系	1 人程度	
	農芸化学・食品系	1 人程度	
	土木造園林業系	1 人程度	
	○ 工業 機械系	2 人程度	
	電気系	2 人程度	
	化学工業系	2 人程度	
○ 商業	3 人程度		
○ 水産 航海系	1 人程度		
機関係	1 人程度		
特別支援学校	小学部	5 人程度	[昨年度 4 人程度]
	中学部	各教科 1 人程度を原則とし、 合計 5 人程度	[昨年度 4 人程度]
	○ 国、社、数、理、音、美、保、技、家、外(英)		
	高等部	各教科 1 人程度を原則とし、 合計 5 人程度	[昨年度 4 人程度]
	○ 国、地歴、公、数、理、芸(音、美)、外(英)、家、情		
養護教諭	2 3 人程度	[昨年度 2 2 人程度]	
栄養教諭	2 人程度	[昨年度 2 人程度]	

※採用者数は、退職者数の状況等により変更することがある。

- イ 身体障害者を対象とした選考
全ての志願区分(校種等)全体で 9 人程度 [昨年度 9 人程度]
- ウ 教職大学院修了見込者特別選考
上記ア一般選考の採用見込者数に含む。
- エ 社会人特別選考
小学校、中学校、高等学校とも上記ア一般選考の採用見込者数に含む。
- オ スポーツ・芸術特別選考
中学校、高等学校とも上記ア一般選考の採用見込者数に含む。
- カ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
上記ア一般選考の採用見込者数に含む。
- キ 博士号取得者特別選考
上記ア一般選考の採用見込者数に含む。

2 志願書類受付期間

- (1) 郵送又は持参による場合 5月12日(金)から6月2日(金)まで
※郵送の場合は、6月2日の消印のものまで有効
- (2) インターネットによる場合 5月12日(金)から5月26日(金)午後5時まで

3 選考試験期日

- (1) 第一次試験
7月15日(土)及び16日(日)
- (2) 第二次試験
8月19日(土)及び20日(日)
なお、小学校については、上記に加えて20日(日)から22日(火)のうち指定した1日で個人面接を実施(8月26日(土)、27日(日)を、悪天候等で小学校個人面接が実施できなかった場合の予備日とする。)

4 選考試験会場

- (1) 第一次試験
ア 山口会場・・・・・・・・・・山口高校、山口中央高校、西京高校
イ 東京会場(神奈川県横浜市)・・・國學院大學たまプラーザキャンパス
- (2) 第二次試験
山口高校、山口中央高校、西京高校、山口農業高校

5 選考試験内容

- (1) 第一次試験
ア 一般選考、身体障害者を対象とした選考、教職大学院修了見込者特別選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考及び博士号取得者特別選考
・教職専門(教職大学院修了見込者特別選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考及び博士号取得者特別選考の志願者以外の者)
・教科専門
・特別支援教育専門(特別支援学校志願者及び特別支援学校を第二志願とする者)
・実技(小学校及び特別支援学校小学部の志願者以外の者)
・集団面接(討議)(教職大学院修了見込者特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者以外の者)
イ スポーツ・芸術特別選考
個人面接、集団面接(討議)
- (2) 第二次試験
適性検査、小論文、集団面接(模擬授業及び討議)、個人面接、実技(小学校、特別支援学校小学部の志願者及び小学校を第二志願とする者)

※ 身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技の免除、車椅子の使用、点字や拡大文字・手話通訳による受験等の配慮をする。

6 選考試験結果の発表

- (1) 第一次試験結果の発表予定
8月8日(火)午前9時
- (2) 第二次試験結果の発表予定(採用候補者名簿登載予定者の発表)
10月4日(水)午前9時

7 平成30年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点

○ 教職大学院修了見込者特別選考を新設

全ての志願区分(校種等)の志願者で、受験資格に示す要件を満たす者のうち、現に(出願時点で)教職大学院に在籍し、平成30年3月31日までに教職大学院を修了見込みのものに対する特別選考を実施することとし、第一次試験の教職専門及び集団面接を免除する。

8 志願書類の請求等について

(1) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京営業本部、山口県大阪営業本部、山口県内各市町教育委員会

(2) 郵便で請求する場合

請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課(☎ 083-933-4550)

封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封すること。

なお、同時に2部請求する場合は65円分の切手を、割増郵送料として追加すること。

(3) インターネットを利用した申請の場合

アクセス先：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>

9 その他

志願者確保のため、教員採用候補者選考試験説明会を県内外合わせて14会場で開催する。各会場で志願書類を配付する。

(1) 説明会の概要

ア 山口県教育委員会あいさつ

イ 平成30年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験について

- ・平成30年度の主な変更点

- ・具体的な採用見込者数、選考試験の日程、受験申込方法等

ウ 山口県の教育について

エ 現職教員による体験談

オ 質疑応答

(2) 日時及び会場名等

※参加者数については5/17現在

日時	会場名	場所	参加者数()は昨年
5月12日(金) 12:45~14:15	福岡教育大学会場	福岡教育大学教育学部 共通講義棟 202教室 福岡県宗像市赤間文教町1-1	30人(33人)
5月12日(金) 18:00~20:00	山口大学会場	山口大学吉田キャンパス 共通教育棟2番教室 山口市吉田1677-1	198人(191人)
5月13日(土) 10:00~12:00	周南会場	県周南総合庁舎 周南会議室702、703 周南市毛利町2-38	79人(76人)
5月13日(土) 13:30~15:30	下関会場	下関市教育センター 大研修室 下関市幡生新町1-1	105人(104人)
5月13日(土) 14:00~15:30	福岡会場	福岡県立ももち文化センター 視聴覚室 福岡県福岡市早良区百道二丁目3番15号	26人(30人)
5月14日(日) 10:30~12:00	岩国会場	岩国市教育センター 第1研修室、第2研修室 岩国市横山三丁目1番11号	42人(40人)
5月14日(日) 10:30~12:00	萩会場	萩市総合福祉センター 研修室 萩市江向356-3	25人(10人)
5月14日(日) 14:00~15:30	岡山会場	岡山県生涯学習センター 視聴覚室 岡山県岡山市北区伊島町3丁目1-1	37人(37人)
5月16日(火) 18:05~20:05	山口県立大学会場	山口県立大学 南キャンパス D-14号教室 山口市桜島3丁目2-1	40人(51人)
5月18日(木) 16:30~18:00	広島大学会場	広島大学教育学部 L-104講義室 広島県東広島市鏡山一丁目1番1号	人(18人)
5月19日(金) 18:00~19:30	山口学芸大学会場	山口学芸大学 A-400教室 山口市小郡みらい町1-7-1	人(77人)
5月20日(土) 14:00~15:30	広島会場	広島市まちづくり市民交流プラザ 研修室B 広島市中区袋町6番36号	人(22人)
5月21日(日) 14:00~15:30	大阪会場	大阪府大阪市港区民センター 松竹 大阪市港区弁天2-1-5	人(32人)
5月21日(日) 14:00~15:30	東京会場	東京都港区生涯学習センター(ばるーん)305学習室 東京都港区新橋3丁目16-3	人(45人)

参加者数計 人(766人)

1 平成29年3月新規高等学校等卒業者の求人・求職・就職状況

平成29年3月末日現在（山口労働局調べより作成）

項目		性別	合計	男子	女子	前年同期比
A	求人人数(人)	県内安定所受理数	(4,975) 5,429			9.1%
B	就職希望者数(人)	県内就職希望者数	(2,598) 2,545	(1,508) 1,467	(1,090) 1,078	-2.0%
		県外就職希望者数	(623) 636	(494) 466	(129) 170	2.1%
		合計	(3,221) 3,181	(2,002) 1,933	(1,219) 1,248	-1.2%
C=A/B 求人倍率(倍)			(1.54) 1.71			0.17ポイント
D	就職内定者数(人)	県内就職者数	(2,580) 2,535	(1,497) 1,462	(1,083) 1,073	-1.7%
		県外就職者数	(623) 636	(494) 466	(129) 170	2.1%
		合計	(3,203) 3,171	(1,991) 1,928	(1,212) 1,243	-1.0%
E	未内定者数(人) (B-D)	県内	(18) 10	(11) 5	(7) 5	-8人
		県外	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0人
		合計	(18) 10	(11) 5	(7) 5	-8人
F=D/B	就職内定率(%)	県内就職	(99.3) 99.6	(99.3) 99.7	(99.4) 99.5	0.3ポイント
		県外就職	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	0.0ポイント
		合計	(99.4) 99.7	(99.5) 99.7	(99.4) 99.6	0.3ポイント
G	県内・県外就職内定比率(%)	県内就職	(80.5) 79.9	(75.2) 75.8	(89.4) 86.3	-0.6ポイント
		県外就職	(19.5) 20.1	(24.8) 24.2	(10.6) 13.7	0.6ポイント
(注) 1. ()内は昨年同期の数値である。 2. A欄：求人人数は、山口県内の公共職業安定所で受理した求人数である。 3. B欄：就職希望者数は、学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者の数である。 4. C欄：求人倍率は、Aの求人人数/Bの就職希望者数(合計)である。 5. G欄：県内・県外就職比率は、平成28年3月末日現在における就職内定者の合計3,203人に対する県内・県外就職内定者(2,580人、623人)の比率である。						

2 やまぐちの活力を支える高校生育成事業の概要（県内就職促進関係）

（1）県内就職サポーター等配置事業

- 就職サポーター〔公立高校20人、私立高校5人〕
就職相談、求人開拓、情報提供等、総合的に就職支援を行う。
派遣校制度により、すべての学校を支援する。

対 象：公立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、私立高等学校

- チーフ就職サポーター〔3人：県東部、県中部、県西部〕
求人情報等を集約し、県内全域で共有化する。※就職サポーターの業務含む

対 象：公立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、私立高等学校

※ 本年度から新たに2年次12月から個別面談を実施予定

（2）県内企業訪問推進事業

進路指導担当者等による企業訪問を実施し、求人開拓や応募前職場見学及び職場定着指導等を行う。

対 象：県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、私立高等学校

※県立高森みどり中学校は職場定着指導のみ可

実施期間：平成29年4月～平成30年3月

（3）県内就職促進協議会

進路指導担当者等や企業の採用担当者等が教育内容や業務内容等について情報交換を行う。

対 象：公立高等学校、県立中等教育学校、特別支援学校、私立高等学校

開催地区：岩国地区・・・・・・・・・6月5日(月)岩国国際観光ホテル

柳井地区・・・・・・・・・6月2日(金)柳井市文化福祉会館

周南地区・・・・・・・・・5月30日(火)下松市地域交流センター

山口・防府地区・・・・・・・・・5月16日(火)県庁職員ホール

宇部・山陽小野田地区・・・・・・・・・5月22日(月)ココランド山口・宇部

下関地区・・・・・・・・・5月25日(木)川棚グランドホテル

萩・長門地区・・・・・・・・・6月9日(金)萩グランドホテル

全体会・・・・・・・・・6月15日(木)県庁職員ホール

（4）県内企業就職説明会

就職希望者の就職内定に向け、生徒と企業の採用担当等との個別面談を行う。

対 象：公立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、私立高等学校

実施期間：平成29年7月～平成30年2月

（5）県内就職ガイダンス等充実事業

- 地域産業魅力発見セミナー

地元の企業に就職した卒業生等が、仕事のやりがいなどについて、生徒一人一人に語りかける座談会や地域・地域産業の魅力を伝えるセミナー等を各学校において実施する。

対 象：公立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校に在籍する高校1・2年生及び保護者

実施期間：平成29年4月～平成30年3月

- 地域産業就職ガイダンス

生徒・保護者に対して就職に向けた意識の醸成を図るため、各学校において高校生就職支援チーム等関係機関の方を講師としてガイダンスを実施する。

対 象：公立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、私立高等学校に在籍する高校3年生及び保護者

実施期間：平成29年4月～平成30年3月

《教育庁・商工労働部・総務部のメンバーからなるプロジェクトチームを設置》
県内就職の現状と課題についての共通認識の下、具体的な対策を講じ、
高校生の県内就職を総合的かつ一体的に促進